

【参考】今後、自治会規約・会則の改正を検討される場合にご活用ください。
（相模原市作成「地縁による団体の認可（自治会等法人化）申請の手引き（平成
27年5月改正）より抜粋」

（総会の定足数）

第21条 総会は、会員の所属する世帯の代表者の過半数の出席をもって成立する。

※定足数については、法において特に定められていませんが、総会は自治会等の最高意思決定機関であることから、表記のように規定することが適切です。

（総会の議決）

第22条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

※規約の変更、資産の処分、解散、残余財産の処分のような重要案件は、議決数が異なる場合があるので注意が必要です。

（会員の表決権）

第23条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、1世帯につき1箇の表決権を有するものとする。

- （1）事業計画の決定
- （2）事業報告の承認
- （3）予算の決定
- （4）決算の承認
- （5）その他世帯単位で意思決定をすることが本会の区域内において是認され、合理的であると認められるもの

※未成年者の表決権は、法定代理人が行使することが可能です。

（総会の書面表決等）

第24条 やむを得ない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第21条及び第22条の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（地方自治法第260条の2第3項第7号、第260条の18）